

重要文化財三河家住宅保存活用計画（案）

概要版



徳島市教育委員会

重要文化財三河家住宅保存活用計画（案）概要版

1 計画の目的

徳島市所有の重要文化財三河家住宅について、保存活用に係る現状と課題を把握するとともに、今後、保存活用を図るために必要な事項や課題に対する方針を明らかにし、三河家住宅の保存活用を円滑に促進することを目的に計画を策定するものである。

(1) 文化財の構造及び規模等

ア 構造	鉄筋コンクリート造
イ 規模	地上3階、一部地下1階 塔屋付
ウ 延床面積	約470㎡
エ 竣工	昭和3年頃
オ 建築主	三河義行（医師）
カ 設計者	木内豊次郎

(2) 文化財の価値

ア 技術史的価値

徳島における最初期の鉄筋コンクリート造技術と伝統的な左官技法が遺憾なく発揮され、建設当時の外観、建築工法・技術を現在に伝えている。

イ 意匠的価値

直線平面を強調しながらも、随所に柔らかい曲線美を取り入れ、ドイツにおける19世紀末～20世紀初頭にかけての芸術運動の傾向全体を指す「ユーゲントシュティール」の系譜による造形意匠として評価されている。

ウ 個性的価値

徳島県立工業学校建築科を卒業し、地元で建築・土木活動を為した木内豊次郎の設計と三河義行の嗜好が込められた作品である。

エ 生活史的価値

建設当時の住宅の空間と機能を維持し、住宅の時代性と調和し一体的な価値を有する当時に製作された家具は、徳島における昭和初期の知識階級の家族の生活様式や価値観を垣間見ることができる。

オ 歴史景観的価値

昭和20年の戦禍を免れた建造物で、戦前の徳島の風景を現在に残す数少ない場所でもあり、人びとが現在のまちの風景の中に徳島の歴史を見出し、懐かしさを感じることができる。

カ 都市形成史的価値

徳島市中心市街地に立地する近世から近現代の都市の記憶を呼び起こす歴史的建

造物・構造物とネットワークで結ぶことで、徳島の近代都市形成の歴史を具体的に表現する役割を果たすことができる建造物である。

(3) 計画の基本方針

貴重な国民的財産である三河家住宅を適切に保存し、次代へ確実に継承するとともに、多様な価値を活かすことで文化財建造物に対する理解を深め、その魅力を楽しむことで文化財建造物をより身近に感じることができるような保存と活用に取り組む。

2 三河家住宅の概要

(1) 歴史的変遷

ア 三河義行の自邸（昭和3年頃～昭和20年）

三河義行夫妻と三人の子供が生活した居宅。

イ 住宅兼病院（昭和20年～昭和40年頃）

昭和20年の徳島大空襲で住宅西隣の病院を焼失し、住宅の一部を診察室、待合室、会計薬室、手術室、病室として使用。

ウ 住宅兼下宿所（昭和40年頃～平成20年頃）

病院を閉院した後、住宅の一部の部屋を学生の下宿所として使用。

エ 徳島市が寄付取得（平成23年）

住宅としての機能を終了。

(2) 三河家住宅の特徴

三河家住宅は木内豊次郎の設計であるが、外壁、内壁、床・壁貼りのタイル、壁紙、ステンドグラス、階段大理石、屋根上のグロテスク等の内外装飾には、三河義行の嗜好が色濃く反映されている。また、室内で使用されたダイニングテーブル、書斎机、書棚、飾棚、ホールスタンドなど、大阪三越家具製作工場製作の家具やビリヤード台が残されている。

3 保存管理計画

築90年近い三河家住宅の破損状況を把握し、文化財建造物として重点的に保存を図る範囲と内容、方向性を明らかにし保護の方針を定め、三河義行が住宅を建設した昭和3年頃の状態に復することを目標に保存、整備を行う。

(1) 「部分」の設定と保護の方針

外部については、屋根、外装、内部については、各部屋を「部分」の単位とし、当初の仕様の保存状況等により「保存部分」、「保全部分」、「その他部分」に区分し、保護の方針を設定する。

部分の設定	保存部分	保全部分	その他部分
部分の内容	当初の仕様が多く残る 文化財としての価値を特に有する範囲 主に「基準1」「基準2」の部位によって構成	当初の仕様が部分的に残る 全体の雰囲気に基づく改装が行われている範囲 主に「基準2」「基準3」の部位によって構成	大幅に改装されている範囲 後に増築されている範囲 主に「基準4」の部位によって構成
保護の方針	厳密な保存を図る 修理時には付加、改変されている保存活用上不要な部位の撤去を検討	良好な維持の状態に努める 修理時には、整備年代に則した復元・整備を検討	修理時には、整備年代に則した復元・整備を検討
例	外壁、廣間階段室、主人書斎兼客室、台所配膳室、温室等	1階便所、主人夫妻寝室、娘室、第一物置、第二物置等	2階増築便所、3階小供室等

「部分」の設定と保護の方針

(2) 「部位」の設定と保護の方針

床面、壁面、天井、建具、照明等の諸要素を「部位」の単位とし、当初の材料が保存されているか、定期的な更新を必要とするか、当初の意匠に配慮し改変しているか、大幅な改変を受けているかの判断により、基準1～4に区分し、保護の方針を設定する。

部位の設定	部位の内容と保護の方針	例
基準1	当初の仕様と考えられる部位 材料自体の保存	外部石貼、床面当初タイル貼、階段大理石手摺り、ステンドグラス石膏彫刻、当初木製建具等
基準2	当初の仕様と考えられる部位 材料の形状、材質、仕上げ、色彩を保存 定期的な更新、補修を必要とする部位	外壁モルタル塗り、壁面漆喰塗りラフ仕上げ、壁紙貼りパンピングコード付き等
基準3	全体の雰囲気に倣って変更されている部位 現状を維持 修理に合わせた復元、整備を検討	カーテン、娘室壁面布貼り、娘室壁面木製巾木等
基準4	後に付加、改変されている部位 防災、活用上必要な設備類を含む 保存活用上不要な部位は、修理にあわせた撤去を検討	床面フローリング、壁面ベニヤ板、蛍光灯等

「部位」の設定と保護の方針

4 環境保全計画

(1) 環境保全の基本方針

建造物周囲の植栽等の景観は、文化財を構成する重要な要素であることから、建造物の整備年代の時代性を踏まえた景観の回復と維持を目標とする。また、三河家住宅が立地する周辺地域は、徳島市景観計画において「重要な景観形成地域」に定められていることから、徳島市景観計画の適用による地域のまちづくりと連携するとともに三河家住宅の歴史的景観の保全に努める。

(2) 土地・樹木等の自然に係る景観・環境保全の方針

- ア 建造物と同じ時代性のある石造物、コンクリート製工作物については、損傷しているものについては修復し景観を維持する。
- イ 後の設置により歴史的景観や環境に支障があるアルミ製門扉、照明器具等については撤去する。
- ウ 建造物の整備年代の時代性を踏まえ、植物の成長や後の補植により変化した景観構造を旧観に再現することを目標とする。

(3) 防災上の課題と対処方針

ア 危険木

強風時の倒木による建造物への直接的影響がないよう、危険木の維持・管理を行う。

イ 交通車両による損壊

車両衝突事故による塀の損壊を防止するための保護措置を検討する。

ウ 自然災害

南海トラフ地震時に想定される津波浸水に対しては、避難場所への避難を最優先とする。

(4) 環境保全設備整備計画

ア 雨水排水設備

敷地内の雨水排水に不具合が生じない排水システムを整備する。

イ 照明設備

敷地内に庭園灯、ライトアップ用の照明設備を整備し、敷地内の照度を高めることで防犯対策を行う。

ウ 通路整備

破損している敷石通路を修復し、正門から住宅へのアプローチを整備する。

エ 解説板設置

景観への影響を配慮した案内板・解説板を設置する。

5 防災計画

(1) 防火・防犯対策

ア 火気等の管理

敷地内に火気厳禁の旨を標識等により明示する。また、通常管理における火気の使用は電気器具に限定し、必要性を伴う火気使用は嚴重注意において使用するものとする。

イ 可燃物の管理

敷地内及び建造物内での可燃物の放置の禁止、漏電火災防止のため電気系統設備の安全性を確保する。

ウ 警備

夜間の施錠管理の徹底及び機械警備の実施、また、照明設備整備による夜間の敷地内侵入・放火抑止対策を図る。

エ 安全対策

避難口への適切な誘導表示設備の設置、2階以上での避難器具の設置、入場者数の人数把握による安全管理を行う。

オ 消火体制

所轄消防署への火災通報、初期消火活動、避難誘導、救護への対応の徹底、定期的な消防訓練の実施による消火体制の強化を図る。

(2) 防災設備計画

ア 自動火災報知設備

消防法にもとづく自動火災報知設備の整備、公設消防への自動通報体制をとる。

イ 消火設備

消防法にもとづく消火器の設置、初期消火として上水道直結式の屋外消火栓を設置する。

ウ 避雷設備

雷撃による建物損傷を最小限に抑え、人や電気設備を保護する設備として避雷設備を整備する。

エ 防犯設備

屋内侵入監視装置及び屋外防犯カメラを設置し防犯設備を整備する。

(3) 耐震対策

ア 耐震診断

建造物の耐震性を判断するための耐震診断調査を実施し、建造物の構造的な安全性について検討する。耐震補強が必要とされる場合は、文化財的価値を損なわない範囲で構造補強を実施する。

イ 地震対策

見学者等の広域避難場所等への避難誘導、被災者の救助、人命の安全確保を最優先とする。また、建造物の崩壊等危険部分への立ち入りを制限し二次災害を防止する。

ウ 耐風対策

強風下での窓ガラスの割損及び飛散の防止対策、建造物周辺の樹木については、倒木・落枝等による被害が生じないよう樹勢の管理を適切に行う。

6 活用計画

(1) 公開その他活用の基本方針

ア 建造物の価値と魅力の公開

当時の外観、建築工法や建築意匠等の文化財建造物の価値を一般公開し、室内意匠や時代性に調和した家具の配置による当時の住宅内部を再現する。

イ 建造物の特性を生かした活用

三河家住宅の特性や先人たちの創造的な精神を学び生かし、世代・立場を越えて文化財に足を運ぶきっかけづくりや文化財に親しむ機会を創り出すための活用を行う。

ウ 地域のまちづくりとの連携

まちづくり資産の再生・活用と相互に関わりあう中で、まちづくりや地域のにぎわいと連携も視野に入れ、文化財建造物の新たな役割や価値を見いだす取り組みをめざす。

(2) 管理・運営計画

ア 基本方針

管理・運営においては、保存・公開その他活用の方針・目標にもとづき、重要文化財建造物の保存活用を安定的かつ持続的に実施する。

イ 管理・運営体制

所有者である徳島市を管理の主体者とし、徳島市教育委員会が担当部局となり、三河家住宅の管理・運営に係る対応を行うが、公開後の管理・運営については、次に示す項目を遵守し、効果的かつ効率的な管理・運営を行うことができる体制を検討する。

- 重要文化財建造物の保存管理に対する責務
- 日常的な建造物の管理及び周辺環境の保全
- 緊急災害時における安全確保等、来訪者への適切な危機管理
- 効果的・公共性の高い内容の公開その他活用

7 保護に係る諸手続き

三河家住宅の保存活用にあたり、今後、改修等の実施に関し、文化財保護法及び関係法令にもとづき必要な届出・許可等の手続きについて定める。

(1) 文化庁長官への届出を必要とする場合

- ア 管理責任者を選任、解任したとき
- イ 所有者又は管理責任者を変更したとき
- ウ 文化財建造物に滅失、き損等の事故があったとき
- エ 文化財建造物を修理しようとするとき

(2) 文化庁長官の許可を必要とする場合

- ア 文化財建造物の現状を変更しようとするとき
- イ 保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

(3) 文化庁長官の許可を必要としない場合

- ア 維持の措置
- イ 非常災害のために必要な応急措置
- ウ 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微であるとき

(4) 徳島県教育委員会の許可を必要とする場合

文化庁長官の権限に属する現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして指定された土地その他の物件の現状変更等を行うとき。

(5) その他の手続き

ア 改訂手続きの原則

徳島市教育委員会は、今後の学術的な調査研究の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しや改訂を行う。

イ 検討委員会の設置

計画の改訂にあたって、方針に関わる場合や計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、徳島市教育委員会はその内容を審議するために学識経験者等で構成する検討委員会を設置する。